

I 基本方針

◎いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

「いじめ」とは、生徒に対して当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※その判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要であり、「けんかやふざけ合い」や「好意で行った行為」であっても見えないところで生徒が心身の苦痛を感じている場合もあるため、背景にある事情を調査して、生徒の感じる被害性に着目して該当するか否かを判断する。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、または、身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、子どもの尊厳を保持することを目的に、上山市教育委員会、学校、地域、家庭、その他の機関及び関係者との連携の下、未然防止を図るとともに、いじめ問題の克服のため、早期発見、早期対応・組織的対応に全力で取り組む。

II 未然防止のために**1 いじめに対する基本的事項**

(1) 子どもがかかえるストレスの認識

(2) 学校におけるいじめの防止

- ① 「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯な振る舞いをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を育て、心の通い合う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育並びに体験活動等の充実を図る。
- ③ 生徒の主体的な取り組み（生徒会活動）
- ④ 保護者、並びに地域住民、関係者との連携を図り、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

(3) 教職員による指導

- ① 日常の学校生活全般において、生徒一人ひとりの生徒理解に努め、自尊感情を育て、自己肯定感を持てるよう組織的に生徒指導を展開する。
- ② 全校集会や学級活動などで教職員が、日常的にいじめの問題について触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ③ 教職員自身が、相手を思いやる言動等の見本となるとともに、生徒の様子で望ましくない言動等がみられたら、躊躇することなく毅然と指導していく。

2 「生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）」の設置（22条）

【構成】 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育CD、養護教諭、スクールカウンセラー、他に校長より出席を求められた校内外関係者

【いじめに対する措置】

- (1) 教職員は、生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の「生活指導委員会」への通報などの適切な措置をとる。（23条①）
- (2) 生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。（23条②）
- (3) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、被害生徒またはその保護者への支援や、加害生徒への指導またはその保護者への助言を継続的に行う。（23条③）
- (4) 必要に応じて加害生徒に対する別室指導などを検討する。（23条④）
- (5) いじめに係る情報を、加害生徒・被害生徒双方の保護者と共有する。（23条⑤）
- (6) 警察との連携を行う。（23条⑥）

Ⅲ 早期発見・早期対応

- (1) 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行う。〈毎週金曜日の職員朝会時において、各学年主任より気になる生徒について報告をすることになっている〉
- (2) 「Q-U」「生活アンケート」を実施するとともに、定期的な教育相談・日常の観察により、個別の状況把握に努める。また、生徒が日頃から訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- (3) 生徒理解に努め、人間的なふれあいに根ざした指導を進める。生徒を認め、励ます姿勢を大切にする。
- (4) 学校行事や生徒会関係を生かして、可能な限り生徒に参画させ、生徒を前面に出し課題解決能力を高め、自治能力を育成する。
- (5) 諸活動を通し、教師と生徒、生徒同士の人間関係・信頼関係を基盤として、他者を大切にする心や思いやりのある豊かな心を育てる。
- (6) 家庭の生活も含んだ生徒の諸問題の早期発見・改善に努め、問題には全職員共通理解のもと、組織的に取り組む。
- (7) 他の指導部や学年・顧問など教師間の連携を図り、組織的に指導を進める。

Ⅳ 重大事態への対処 調査組織の設置と調査の実施 (28条①)

【重大事案】①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- 生徒が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

【構成】校内「生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）」を中心として、

「上山市いじめ問題対策連絡協議会」及び「村山教育事務所いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

(具体的な調査組織の構成員については上山市教育委員会の指示を仰ぐ)

- 弁護士
- 精神科医
- 学識経験者
- 心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者

- (1) 校内における連絡・報告体制は、別紙「緊急時対応マニュアル」による。
- (2) 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて上山市教育委員会、上山警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

Ⅴ いじめの解消

◎いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされているかどうかで判断する。

- (1) いじめに係る行為が、少なくとも3カ月以上止んでいること。
(被害の重大性などからさらに長期の期間が必要であると判断された場合、この目安に関わらず、対策委員会の判断により長期間の期間を設定する。)
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
(被害生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと認めるのは、本人及び保護者に対し、面談等により確認をする。)

Ⅵ 指導評価

- (1) 学校評価においてもいじめについて取り扱う。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取り組み状況や達成状況を評価し、改善を図る。
- (2) いじめに係る学校基本方針やその取り組み、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめの問題の重要性の認識を広め、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
- (3) 職員会議において、いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。